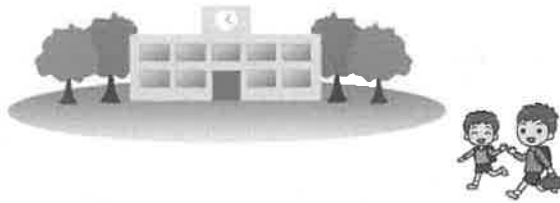


入学校に関する制度（校区外通学）のご案内



お問い合わせ先

瀬戸市教育委員会

学校教育課（市役所 3 階）

電話 0561-88-2762

入学（通学）する学校

- 学校ごとに通学区域が定められており、お子様の住所により学校が指定されます。
- 指定の学校に通学する場合は手続き不要です。



小学校の通学区域



中学校の通学区域

校区外通学の制度

- 小中学校の入学時や転居に伴って小中学校に転入学する時に、下記①～④の要件に該当する場合、指定以外の学校に通学できます（校区外通学）。
- 校区外通学を希望する場合、学校教育課（市役所 3 階）で申請手続きが必要です。
- 令和 6 年度新入学児童生徒の申請期限は、令和 5 年 8 月 18 日（金）です。

《 注意事項 》

- 申請が遅れますと学級編成が困難となりますので、申請期限は必ず守ってください。
- 校区外通学時の交通安全については、保護者が十分に注意し責任を持ってください。
- 下記①～③の校区外通学は、転居等がない限り卒業まで通学校の変更はできません。
- 校区外通学開始後、市内で転居される場合に校区外通学ができなくなる場合があるため、必ず事前に学校教育課へお問い合わせください。
- 各学校の通学区域は、瀬戸市ホームページでご確認いただけます。
⇒ 子育て・教育 > 教育 > 小学校・中学校・特別支援学校 > 瀬戸市立小（中）学校の通学区域
⇒ ID 番号 311（小学校の通学区域）、ID 番号 312（中学校の通学区域）

① 隣接学校選択制度（廃止後の移行措置）による校区外通学

【 隣接学校選択制度とは 】

指定学校の通学区域を中心に、周りにある隣の通学区域の学校にも通学できる制度です。

この制度は令和元年度をもって廃止となりましたので、入学時や転居に伴う転入学時は指定の学校となりますが、下記の移行措置に該当する場合は学校を選択できます（いずれの場合も申請が必要です）。

【 制度廃止後の移行措置 】

- ・ 兄弟が隣接学校選択制度を利用しており、翌年度も当該校に在学中の場合、弟妹は同じ学校を選択できます。
- ・ 隣接学校選択制度を利用しており、小学校から中学校へ進学する際は、現在通っている小学校の通学区域により中学校を選択できます。
- ・ 隣接学校選択制度を利用しており、同一の通学区域内で転居する場合、現在通っている学校へ引き続き通学できます。

2 特定区域における校区外通学

下表に記載する区域においては、校区外通学が可能です（申請が必要です）。

指定の学校		区域	校区外通学が可能な学校	
小学校	中学校		小学校	中学校
にじの丘小	にじの丘中	進陶町（188～196 番地）	水南小	南山中
にじの丘小	にじの丘中	萩殿町 5 丁目	萩山小	光陵中
陶原小	水無瀬中	瘤木町（50 番地の 11～46）（51 番地）	長根小	
陶原小	水無瀬中	幡野町（356～358 番地） （362～363 番地）（370～391 番地）	原山小	光陵中
陶原小	水無瀬中	新郷町（1～126 番地、131～154 番地を除く）		幡山中
長根小	水無瀬中	北浦町 1～4 丁目、川端町 1～3 丁目	效範小	南山中
長根小	水無瀬中	西吉田町	陶原小	
效範小	南山中	西山町 1～2 丁目、南山町 1～3 丁目	東山小	
東山小	南山中	北山町	效範小	
水南小	南山中	小金町、進陶町（188～196 番地を除く）	にじの丘小	にじの丘中
幡山東小	幡山中	宝ヶ丘町	八幡小	光陵中
幡山西小	幡山中	高根町 1 丁目	長根小	水無瀬中
原山小	幡山中	緑町 1～2 丁目、白山町 1～2 丁目 東赤重町 1～2 丁目		光陵中

※ 北みずの坂 1～3 丁目の特定区域は令和 4 年度新入学児童をもって廃止となりました。

同区域にお住まいのお子様は、指定校の水野小学校へ入学していただきます。ただし、下記の移行措置に該当する場合は西陵小学校を選択できます（いずれの場合も申請が必要です）。

【北みずの坂 1～3 丁目の特定区域廃止後の移行措置】

- ・ 兄弟が特定区域の制度により西陵小学校に通学しており、翌年度も当該校に在学中の場合、弟妹は西陵小学校を選択できます。
- ・ 特定区域の制度により西陵小学校に通学しており、北みずの坂 1～3 丁目の区域内で転居する場合、西陵小学校へ引き続き通学できます。

3 小規模特認校への校区外通学

品野台小学校と掛川小学校は、市内全域から選択できます（申請が必要です）。

- 掛川小学校は、どの学年からでも通学できます。（令和 6 年度入学児童から対象）
- 学校の教育活動等をご理解いただくため、学校教育課へご連絡のうえ説明を受けてください。
- 希望者が受入人数を超えた場合、抽選になることがあります。
- 転居した後も現在通っている学校へ引き続き通学する場合は、改めて申請が必要です。
- 小規模特認校卒業後は、お住まいの区域に応じた中学校または品野中学校のいずれかを選択することができます（品野中学校を選択する場合は申請が必要です）。



品野台小学校



掛川小学校

4 その他の校区外通学

上記の他にも、「最終学年で転校した場合（卒業まで）」、「学期途中で転校した場合（学期末まで）」、「小学生で留守家庭の場合」、「住居を新築や購入する場合」等、特別な事由による校区外通学もあります。詳しくは学校教育課学事係までお問い合わせください。